

Contents

AIPPI Congress 2012

[AIPPI CONGRESS SEOUL – NEWSFLASH](#) で、**登録期限の延長**、学術プログラム、交流夕食会などに関する最新情報をご覧になることができます。

(AIPPI General Secretariat)

[ソウル総会に向けての韓国部会の活動に注目](#)

間近に迫った AIPPI ソウル総会に向けて、韓国部会では慌ただしく準備に取り組んでいます。ソウル総会組織委員長の Seong-Ki Kim が、総会の準備作業について概説するとともに、この機会を利用して、韓国部会の一般的な活動について紹介致します。

(Seong-Ki Kim, Seoul Organising Committee, AIPPI)

AIPPI Forum & ExCo meeting 2013

[今回の AIPPI フォーラム&執行委員会におけるスポンサー募集のご案内](#)

今年の韓国ソウル総会が終わると、次の AIPPI 会合は、2013年9月5日～11日にフィンランドのヘルシンキで開催される AIPPI フォーラム&執行委員会です。世界各国から、知的財産のさまざまな分野で実務に携わる人々が 600 名以上参加すると予想されます。このような広範囲にアピールできる絶好の機会を生かすための、スポンサー、出展、さらにはメディアパートナーについてご案内します

(AIPPI General Secretariat)

ヘルシンキの議題

2013年ヘルシンキ執行委員会の議題は以下の通りです。

議題 233：特許出願のグレースピリオド

議題 234：著名標章、周知標章及び名声を得た標章の認知度を判断するための関係する公衆

議題 235：著作権保護の期間

議題 236：知財訴訟手続における差止命令や損害賠償以外の救済

ヘルシンキ執行委員会の議題についての説明は、[こちら](#)からご覧になれます。

(*AIPPI General Secretariat*)

今後の行事

GRUR 年次会合

ドイツ知的財産保護協会 (GRUR) と欧州最大の AIPPI 部会による年次総会は、GRUR の年次会合の中で開催するのが慣例です。GRUR の年次会合は、知財分野の定期的な行事としてはドイツ最大で、国内外の裁判所、政府機関、産業界、法律事務所などから 700 名以上の知財の専門家が参加します。会議では知的財産のあらゆる分野を網羅しますが、特に注目度の高い知財関連の問題については、科学的に掘り下げて検討します。

開催日：2012 年 9 月 26 日～29 日、開催地：フランクフルト

(*GRUR*)

イスラエル部会による 2013 年の国際会議

AIPPI イスラエル部会は、テルアビブ大学法学部と共同で、知的財産に関する国際会議を、2013 年 3 月 19 日～21 日、テルアビブにおいて開催します。

(*Israeli Group of AIPPI*)

INTA 商標フォーラム

国際商標協会 (INTA) および韓国商標協会 (KOTA) が主催する、2012 年ソウル国際

商標フォーラム（10月19日）のご案内です。

この商標フォーラムに参加して、韓国や世界各国の仲間と交流しましょう。

(INTA)

AIPPI Bureau

AIPPI 戦略プロジェクト

Robin Rolfe 氏が作成した報告・提言が先週、Bureau へ送付されました。Robin Rolfe 氏はソウル総会にも出席し、10月21日（日）に執行委員会へ報告を行います。この包括的な報告と提言は、Robin Rolfe 氏とそのチームの何カ月にも及ぶ精力的な作業の成果であり、今後は AIPPI 側が態勢を整えて、その内容をしっかり精査する必要があります。

ソウル総会での議論を一段と有意義なものにするとともに、さらなる対策を講じる方向へ進むよう、Bureau としては、すべての部会ができる限り速やかにこの「報告・提言」をレビューすることが重要と考えています。そして可能であれば、各部会で1名または複数名の担当者を任命して、「報告・提言」の内容をすみずみまで熟知させるのが望ましいと思われまます。

この報告書に関する部会および会員のご意見は、ソウル総会の前にはできるだけ早くいただけると助かります。ご意見の提出は、General Secretariat の Cinzia Petruzzello (c.petruzzello@aippi.org) までお願いします。

(John Bochnovic, Vice-President of AIPPI)

各国部会

AIPPI 英国部会のニュース

英国政府の「たばこ無地パッケージ」案についてのトークイベント: AIPPI 英国部会は、この問題に関する会員のためのトークイベントを、2012年5月29日にロンドンで (Edwards Wildman Palmer UK LLP の事務所をお借りして) 開催しました。講演者は、Christopher Morcom 王室顧問弁護士 (Hogarth Chambers 法廷弁護士) と Spyros

Maniatis 教授（ロンドン大学クイーン・メアリー校 商業法研究センター所長、Edwards Wildman Palmer UK LLP 顧問）のお二人でした。英国政府のパブリックコメント文書は、[英国保健省のサイト](#)で閲覧できます。この会合には 55 名前後の参加があり、その多くが会合中に意見を述べました。

英国保健省の「[たばこ製品のパッケージの統一に関するパブリックコメント](#)」の募集に対して、無地パッケージに関する論文を提出：英国部会は 8 月 8 日、この無地パッケージの複雑な法的問題に関する[論文](#)を、保健省に提出しました。

また、Neurim Pharmaceuticals 事件（C-130/11）の CJEU 判決にすばやく対応し、この重要な判決の SPC（医薬品に関する保護期間延長証明）に対する影響について考えるため、8 月 2 日にロンドンでトークイベントを開催しました。

(AIPPI UK GROUP)

[2012 年 AIPPI トルコ部会セミナー報告](#)

7 月 28 日と 29 日、知的財産法セミナーがイスタンブールにおいて開催され、トルコおよび国際的な視点から見た知的財産法というテーマで、特許模擬裁判および WIPO 模擬裁定：UDRP（ドメイン名紛争に関する仲裁）などが行われました。まだ歴史の浅い AIPPI トルコ部会が主催した 2 回目の国際セミナーです。セミナーには、トルコおよび外国の裁判官、仲裁人、講演者を迎え、参加者も、イタリア、スイス、スウェーデン、ドイツ、ブルガリア、香港、オーストリア、フランス、オランダなどの国からお越しいただきました。

(Nazli T. Korkut, Deris Patents & Trademarks Agency A.S. Istanbul, Turkey)

記事・解説

[2012 年知財法改正 \(Raising the Bar\) 法案による異議通知制度の改善](#)

オーストリアでは、国境での知的財産権の保護および行使における不備が、最近行われた法改正の対象になりました。この改正は、「2012 年知的財産法改正 (Raising the Bar) 法」の形で実施された、オーストラリア知財法の大規模な改正の一部を成すものです。

オーストラリア税関・国境警備局（税関）は、国境における知的財産権の行使に不可欠な役割を果たしており、特に、登録商標や著作権を侵害する疑いのある輸入品を差し押

さえて処分できる特定の権限を有しています。こうした権限は、1995年商標法、1968年著作権法、1987年オリンピック標章保護法で規定されています。この法的枠組みは、合法的な物品の貿易促進と、知的財産保護の適切なバランスを取ることを意図しており、また、オーストラリアにおける異議通知制度の基礎となっています。

(Melanie Jose, The Australian Customs and Border Protection Service, Canberra, Australia)

ANVISAによるブラジル特許出願の審査

ブラジルにおいては現在、国立衛生監督局（ANVISA）が、すべての医薬特許出願を、ブラジル特許庁（INPI）による審査の前に審査しています。2011年1月の法務局（AGU）からの通達によると、ANVISAの役割は、公衆衛生に関するリスクの審査のみに限定すべきとされていますが、新たな制度下での短期間の経験によって、ANVISAが、何らかの異議（不十分な開示、進歩性の欠如など）を、公衆衛生のリスクに「変質」させてしまうことが示唆されています。こうした新たな業務に関する組織的な誤解により、大量の医薬特許出願がANVISAに蓄積し、ブラジルにおける出願の滞りがさらに増加する恐れが極めて高くなっています。

(Magnus Aspeby, ASPEBY & SZABAS Industrial Property, Rio de Janeiro, Brazil)

カナダ最高裁判所による著作権に関する5件の判決

カナダ最高裁判所は、著作権の問題に関する5件の上訴に対する判決を下しました。これらの判決は、「ミュージカル作品のオンライン通信」、「サウンドトラックにおける実演者の権利」、「教室でのコピー、ネット販売業者によるミュージカルの予告編に対する公正な取引の例外の適用」などに関するものです。

(Stéphane E. Caron, Gowling Lafleur Henderson LLP, Ottawa, Canada)

中古ソフトウェアライセンスの再販

UsedSoft GmbH vs. Oracle International Corp 事件（C-128/11）における欧州連合司法裁判所の判決—コンピュータプログラムのコピーを配布する独占的権利の消尽

ソフトウェアライセンスの再販について、中古ソフトウェアライセンスの市場を開くような画期的な判決が言い渡されました。判決でCJEUは、「中古」のライセンスの販売は許容されるとしています。ただし再販業者は、自身のコンピュータへダウンロードしたコピーを、再販の時点で使用不能にする必要があります。

(Karolina Schöle, HARTE-BAVENDAMM Rechtsanwälte, Hamburg, Germany)

イスラエルにおける特許法改正：特許出願後 18 カ月で公開に

1967 年イスラエル特許法（以下「特許法」という）が、広範囲にわたる議論を重ねた末、先ごろ改正されました。特に、特許出願公開の時間枠、適正な実施料、第三者による刊行物の提出、特許出願の即時審査／早期審査を申請する権利などの問題に関する改正が中心です。

(Tal Band, President, Israeli National Group of AIPPI, S. Horowitz & Co., Tel Aviv, Israel)

サッカー対戦カード表の著作権を認めず

対戦カード表の使用料を要求する法的根拠を求めていたスポーツ連盟にとっては、手痛い敗北です。

2012 年 3 月 1 日、欧州司法裁判所が下した判決は、EU 指令 96/9 第 3 条(1)で規定されたデータベース著作権保護に基づいて、対戦カード表を保護すべきかどうかに関する議論に終止符を打つことになりそうです。

イングランドとスコットランドの対戦カード表に関する裁判で ECJ は、保護を認める要件として、作者の創作上の自由を反映する表現の独創性がなくてはならないと判示しました。この判決により、最終的な判断は国内の裁判官に委ねられるものの、単なる試合の選択・配列と日付に関するものである限り、独創性要件を満たすのは困難と思われるます。

(Barbara Sartori, Luca Ferrari, with the cooperation of Anna Bonan, CBA Studio Legale e Tributario, Padova, Italy)

IP Translator 事件は、どのような影響をもたらすか

IP Translator 事件における、商標に関する商品・サービスの分類についての欧州司法裁判所の判決は、多くの問題を残しています。OHIM はこの判決を受けて、直ちに運用を変更しましたが、これは正しい対応だったのでしょうか。各国の特許庁はどのように対応するのでしょうか。また、既存の登録については、どうなるのでしょうか。

(Charles Gielen and Boudewijn van Vondelen, NautaDutilh, Amsterdam, Netherlands)

国境を越える差止命令に対するオランダの姿勢を CJEU が支持

2012年7月12日、欧州連合司法裁判所は *Solvay vs. Honeywell* 事件の判決で、特許侵害事件の国境を越える差止命令に対するオランダの姿勢を支持しました。

(John Allen, NautaDutilh, Amsterdam, Netherlands)

オンライン・マーケットプレイスの法的責任

著作権侵害に対するオンライン・マーケットプレイスの法的責任：オランダの控訴裁判所が、*L'Oréal vs. eBay* 事件の ECJ 判決を適用。

(Micheline Don and Emma de Groot, NautaDutilh, Amsterdam, Netherlands)

Neurim 事件の CJEU 判決が SPC 制度を緩和

Neurim Pharmaceuticals 事件 (C-130/11) において、保護期間延長証明 (SPC) の利用可能性に関する待望の判決が、イングランド控訴院の付託を受けた欧州連合司法裁判所 (CJEU、欧州の最高裁) によって言い渡されました。SPC とは、医薬品や植物用薬剤について規制上の遅延があった場合に、特許権者に保護期間の延長を認める、欧州の知的財産権です。今回の *Neurim* 判決は、SPC の法律に対する緩和効果があり、SPC 申請によって特許期間を延長できる新たな機会をもたらすものですが、*Neurim* 判決を適用する範囲の厳密な画定については、今後の紛争裁判において探究されるものと考えられます。

(Edward Oates, Carpmaels & Ransford, London, United Kingdom)

スイスにおいて「AUSTIN USED IN 1833 & EVER SINCE」の商標は、米国産でない物品を誤認させると判断

2012年7月31日、スイス連邦行政裁判所 (以下「裁判所」という) は、産業用火薬類 (第13類) に関する「AUSTIN USED IN 1833 & EVER SINCE」の商標について、米国産でない物品を誤認させるという理由で、スイスにおける登録を拒絶する判決を支持しました (Case B-6402/2011)。

(Thomas Widmer, LALIVE, Geneva, Switzerland)

WIPO における、著作権に関する教育目的での新たな作業計画

2012年7月25日、ジュネーブのWIPO本部において開催されていた、著作権及び著作隣接権に関する常設委員会（SCCR）の第24回セッションが終了しました。SCCRの委員は、次のようなテーマに関する国際的な取り組みに向けたステップについてさらに検討するための、今後3年間の総合的な作業計画について合意しました：視覚障害や活字障害のある人々に対する制限および例外（2013年に予定）、放送機関の保護（2014年）、図書館や文書館に対する制限および例外（2014年）、教育・研究機関に対する制限および例外（2015年）。なお、しかるべき法律文書に関しては、何ら合意には至っていません。

(Matthias Gottschalk, Secretary, Copyright Committee (Q226), Zürich, Switzerland)

米国発明法に基づく、当事者系再審査から当事者系レビューへの移行：USPTO 当事者系レビュー最終規則の注目すべき点

米国発明法による新たな当事者系レビューの規定が、2012年9月16日に施行され、この日付以前・以後に交付された特許に適用されます。USPTOは最近、当事者系レビューの請願書提出手数料について、最初の20クレームまでを\$27,200とするなどの、手続に関する最終規則を発表しています。当事者系レビュー手続を開始する閾値は、「請願書で異議を申し立てたクレームのうちの少なくとも1について、請願者側の主張が認められる合理的可能性」があることの証明であり、特許または刊行物のみを根拠として、クレームに新規性がないか、あるいは自明であることの証明が求められます。

(Anne L. St. Martin, Oblon, Spivak, McClelland, Maier & Neustadt, LLP, Alexandria, U.S.)

フィードバック

2011年 AIPPI Yearbook が発行されました。

Yearbook では、サマリーレポート、作業ガイドライン、議題、決議、Special Committee レポートなど、AIPPI の実質的な作業の成果を紹介しており、電子版の Yearbook と最新の会員名簿を収録した CD も付いています。

2011年 Yearbook は8月に発行して郵送していますが、下記のリンクから電子版を閲覧することもできます。

<https://www.aippi.org/?sel=publications&sub=onlinePub&cf=yearbooks>

ハードコピーを希望される場合は、General Secretariat へお問い合わせください。
(AIPPI General Secretariat)

会員の皆様からのご意見・ご感想をお待ちしております。e-News あるいは AIPPI に関して気づいた点などありましたら、enews@aippi.org までメールでお寄せください。

・寄稿のお願い

e-News に掲載する記事を読者のみなさんから募集しています。寄稿の際には、e-News の[編集ポリシー／ガイドライン](#)に準拠していただくようお願いします。

e-News は、AIPPI (国際知的財産保護協会) が隔月で出版するニュースレターです。

国際知的財産保護協会 (AIPPI)

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

enews@aippi.org | www.aippi.org

今号の作成者：AIPPI General Secretariat、Ching-Ying Chen

作成協力：AIPPI Deputy Secretary General、Stephan Freischem

編集／Communications Committee：

Chair：Charters Macdonald-Brown

Members：

Raffaella Arista

Johnny Fiandei

Kristian Fredrikson

Carolyn Harris

Klaus Haft

Alan J. Kasper

Jehyun Kim

Emmanuel Larere

Martin Michaus

Bill Mayo

Gaston Richelet

Petri Rinkinen

免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。